

狛江市議会議員の政治倫理に関する条例

平成11年3月31日
条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、狛江市議会議員（以下「議員」という。）が市民の厳粛な信託を受けた立場にあることを認識し、市民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等を尊重し、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を保ち、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
 - (2) 常に公正かつ厳正を指針として行動するよう努め、その地位を利用し、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。
 - (3) 市が行う売買、委託及び請負の契約に関し、特定の個人及び企業その他の団体のために有利な取り計らいをしないこと。
 - (4) 個人、企業及び団体から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- 2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

(条例の遵守)

第4条 議員は、この条例の目的を十分に認識して遵守しなければならない。

付 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。